

平成21年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。	機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。	機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。				
	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。	また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。				
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>		A		
	公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収(汚染負荷量賦課金、特定賦課金)し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。					
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収				
(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1)汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収				
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。	・ 公平な徴収を行うため、未申告督促、実地調査の実施及び委託事業者への指導を行うなどにより、汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率99%以上を維持した。 また、実地調査を実施したことによる波及効果として、納付義務者の自主点検により、3工場から修正申告の提出があった。今後とも引き続き賦課金の適正な申告指導に向けて実地調査を実施する。 ・ 納付義務者からの申告書の作成や算定方法などの質問については、説明会資料やホームページに記載例を掲載し、充実した情報提供を図った。 また、今後ともオンライン申請の一層の促進を図っていく。			未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等により、収納率は99%以上を維持した。虚偽申告等を防止するため、59工場の実地調査を実施し、適正な申告について指導し、成果を上げた。一般競争入札により、委託業務の効率化を図り、委託費を前年度比7%以上削減した。また、全国で納付義務者への説明会を開催し、申告書の作成や算定方法等に対して、説明・指導を行い、ホームページを拡充するなど、納付義務者の利便性の向上を図った。 今後は、オンライン申請を強力に推進する必要がある。
	②納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。	②平成18年度、平成19年度に相次いで発生した虚偽申告等を踏まえ、不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の実地調査を実施する。				
(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2)汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負重量賦課金の納付恣憑、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。 その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。	①徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。	①徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)においては、申告書等の点検や未申告督促業務の一部を新たに委託業務に追加するなど機構業務の効率性を高めるとともに、平成20年度実績に比し7%以上の削減を図る。		A		
	②民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。	②民間競争入札を活用した契約により削減が見込める申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。				
(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上				
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負重量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	①納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負重量賦課金専用ホームページの改善、汚染負重量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	①委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負重量賦課金専用ホームページの改善、汚染負重量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。				
	②汚染負重量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	②汚染負重量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の点検、指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等のより一層の習熟を図る。				
	③汚染負重量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負重量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	③汚染負重量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請について説明、デモンストレーションを行うとともに、新年度の準備に入る1月にオンライン申請恣憑の依頼文書を発送し、オンライン申請の一層の促進を図る。				
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県に対する納付金の納付				<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ予防接種への迅速な対応を図り、都道府県等に対する納付金の納付を確実に実施した。 ・ 納付業務システムの改良、都道府県への現地指導、情報提供及びオンライン申請を推進することで、事務処理の効率化を図った。 ・ オンラインを未導入の27都道府県等には、情報セキュリティ規程の改正やシステムの改修等が必要として導入に慎重なところが多くなっているが、今後とも、粘り強く未導入の都道府県等に対しオンライン申請導入を働きかけていく。
(1)納付申請等に係る事務処理の効率化	(1)納付申請等に係る事務処理の効率化	(1)納付申請等に係る事務処理の効率化				
都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	①補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書(以下「納付申請等」という。)に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	①納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法を支援するため、必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。また、都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、オンラインを利用した納付申請等の協力を依頼し、事務処理の効率化を図る				
	②都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	②都道府県等が提出した納付申請等の入力誤り等の事項を把握し、都道府県等の要望も勘案して納付業務システムの改良を図る。				
	③都道府県等が行う納付申請の手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	③現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の結果を必要に応じて環境省や都道府県等が主催する会議の場で報告する等、国及び都道府県等へ情報提供を行う。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(2)納付金のオンライン申請の推進	(2)納付金のオンライン申請の推進	(2)納付金のオンライン申請の推進				
納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成25年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導や環境省及び都道府県等主催の会議の場等の機会を利用してオンライン申請の情報提供や導入依頼を積極的に行い、着実な導入の促進を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>		B		
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。					
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	(1)収入の安定的な確保 運用方針に基づき保有債券の種別バランス等を勘案し安全かつ有利な運用を図り、収入を長期的・安定的に確保した。今後とも適切な運用を行い、長期的・安定的に収入を確保する。 (2)事業の重点化・効率化 ① 助成事業においては、ソフト3事業を優先的に採択するとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ健康診査事業の見直しを行うなど、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化し、実施した。	B	運用方針に基づき、安全かつ有利に基金を運用し、収入の安定確保を図り、助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の3事業(以下「ソフト3事業」という。)に重点化して実施し、効率化を進めた。	
公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。	公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。	(1)収入の安定的な確保 公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成21年度の運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。	平成22年度のソフト3事業の実施に当たっては、引き続き地方公共団体と緊密に連携し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に適切に対応していく。 ② 今後とも各種事業実施マニュアルの作成・見直しを行うなど、予防事業の効率的な推進に努める。	A		
	また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。	(2)事業の重点化・効率化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。				
2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	2. ニーズの把握と事業内容の改善	(1)ニーズの把握と事業への反映 ① ぜん息患者等からの最新のぜん息治療についてのニーズを踏まえ、「喘息予防・管理ガイドライン2009」に基づく最新の治療方法などを取り入れたパンフレットの見直し等を行うとともに、アンケート結果を踏まえ、エコドライブセミナーの内容の改善を行った。 ② ホームページの利用拡大に向けたニーズ調査を行った。今後、この結果を踏まえ、ぜん息薬に関する最新の情報など、利用者ニーズを反映したホームページの改善を図っていく。 (2)ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査 ① ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための試行調査を実施し、事業参加者の行動の変化や症状の改善の効果(P12参照)を把握した。 ② 平成21年度の試行調査を基に調査票の見直しを行い、平成22年度以降、引き続き、地方公共団体や専門医、事業参加者の協力を得て、本格調査を実施し、取りまとめを行っていく。	B	患者等の満足度やニーズを的確に把握し、事業内容へ反映させ、事業の改善を図った。しかしながら、事業の結果分析、並びにそれを踏まえた今後の改善策が十分説明されていない。 また、長期的な事業効果の把握、水泳以外の事業効果等に関する調査について検討すべきである。	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。				
また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。	また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行するとともに、調査研究の一環として、事業実施効果の適切な把握に係る課題を新たに行う。				
さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直しを行うこと。	さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。	さらに、環境省が平成22年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」について、情報収集に努める。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	(1) 調査研究の公募による実施 ① 環境保健分野に係る調査研究 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる課題を広く公募した結果、23件の応募があり、事前評価を経て16研究を採択した。平成22年度は、継続1課題の研究を実施するほか、平成22年度より開始する新たな調査研究課題について、評価委員会の意見等を踏まえ、公募を実施する予定である。 ② 経理の透明性、適正化の確保 調査研究の実施に当たっては、委託研究者等に対し説明会を開催するとともに現地調査による関係書類等の把握を行い、委託費の適正な執行を図るための指導を行った。 今後も引き続き、調査研究業務事務処理方針に基づき研究者等に周知を行い、経理の適正化、透明性を図っていく。 (2) 調査研究の評価、研究成果の公表 ① 調査研究については、評価委員会による年度評価を行い、評価結果については研究者等へフィードバックし、次年度の研究内容に反映させた。今後ともより良い研究を行うため、評価等を適切に実施する。 ② 平成21年度に終了する「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」の研究結果は、エコドライブの普及促進を図るため、セミナー等で活用していく。	B	調査研究を公募により実施し、評価委員会の事後評価がなされているが、研究成果が具体的にどのように業務に反映されたかについて、明確化されていない。 また、エコドライブはCO2対策としては有効と思われるが、環境改善事業としての有効性には疑問である。	
(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。 また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。	(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、新たな調査研究課題について、公募により実施する。また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成20年度に引き続き、「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査研究」等3課題の研究を実施する。				
	なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。	なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。				
	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。	また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する				
(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。	(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。	2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。				
	さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。	また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。				
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及 ① 地域住民へのぜん息等の発症予防及び健康回復等に係る知識の普及を実施した。地域住民のニーズに応えるため、今後とも、引き続きパンフレット利用者や講演会等参加者からのアンケート結果を事業に反映させる。 ② エコドライブコンテスト事業の趣旨を広く周知することにより、コンテスト事業参加者の拡大を図った。 (2) ホームページによる情報提供 ① 「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。 ② 平成22年度は、本年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、予防事業の内容に則した利用者のニーズを反映したホームページの改善を行っていく。	B	パンフレットの作成、講演会の開催、ホームページの活用等により情報提供や知識の普及に努め、アンケート調査で評価されている。しかし、エコカーフェアやエコドライブコンテスト事業については、国によるエコ製品への補助金制度等の導入もあり、「エコ」に対する社会の理解は格段に高まっており、今後、必要性を早急に見直すべきである。	
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する	(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。				
各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。	各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。 そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。	(2)ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。				
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	・ 受講者のアンケート結果を踏まえ、保健指導の現場で役立つ、家庭環境整備の実技指導など実践的な講義を取り入れたカリキュラムを作成するなど、効果的な研修を実施した。 今後は平成21年度に得られたアンケートを基に研修ニーズを把握し、ぜん息専門医や自治体保健師等で構成する研修検討会において、平成22年度の研修カリキュラム作成等に反映させていく。	B	過去の受講者アンケートの結果からカリキュラムの見直しが行われ、参加者からは高い評価を得ているが、更に受講者数の増加を図る工夫が必要である。	
地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。	地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。				
	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。	また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。				
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	ソフト3事業への重点化 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化し、実施した。 引き続き地方公共団体と緊密に連携し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に適切に対応していく。	A	ソフト3事業へ重点化して助成を実施し、成果を上げた。	
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。	(1)環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。				
	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。	また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。				
	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。	なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、専門家や地方公共団体による検討会を設けて検討・試行する。				
	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。	(2)大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を実施する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>		A		
	環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体(NGO/NPO)による環境保全活動に対する助成(助成事業)を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修(振興事業)を実施する。					
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	(1)情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上 分かりやすさを重視した募集案内や手引きの内容の見直し、各種の助成情報や融資情報の提供などを行うことができた。今後も支払申請事務の効率化等に努めることにより、助成事業対象者の利便性の向上を図っていく。 (2)助成事業に関する周知・広報の強化 地球環境基金についての理解を深めるため、機構ホームページ、助成金説明会等で積極的に周知・広報を行うことができた。引き続き広報の充実強化に努める。 (3)事後評価結果の反映 平成20年度事後評価結果を踏まえ、調査研究の実施体制についての情報を提出書類に追加するなどの内容を平成22年度募集案内に反映させた。 また、地球環境基金助成事業の実施後に、行政や企業と協働できる環境NGO・NPOが育ってきており、助成活動の実施による成果も上げられている。 今後も地球環境基金事業の実施により、有力な環境NGO・NPOを育成するとともに、環境NGO・NPOによる環境保全活動を推進していく。		地球温暖化防止・生物多様性保全等の国の政策に基づく重点分野に助成を行い、海外においてもアジア太平洋地域での助成活動に重点化した。また、第三者委員会による事後評価結果を、助成金募集案内に反映させ、情報提供を強化するなど、利用者の利便性の向上を図った。 今後とも、助成事業の重点化、事後評価結果の活用、並びに事務処理の効率化による利便性向上が図られることを期待する。	
(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避	(1)助成先の固定化の回避				
助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。	一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。				
また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。	また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。	また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。				
(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等	(2)助成の重点化等				
助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。	助成対象については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。				
(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮	(3)処理期間の短縮				

A

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。	助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。				
(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応				
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する				
	助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。 また、平成20年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。				
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置				
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	①募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)で維持する。	①募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準(内定については4月15日、交付決定については7月2日)を維持する。				
	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。				
	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。				
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項				
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化				
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化する	調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。	(1) 環境NGO・NPOの活動状況の把握 環境NGO・NPOの活動状況に関する詳細な調査を実施するため、地方環境パートナーシップオフィス等の中間支援組織の協力を得て、活動状況調査を開始し、北海道など4ブロックのデータを収集し、2,052件の環境保全活動団体の情報を収集することができた。この調査は3か年計画であり、引き続き着実に調査を実施していく。 なお、これら団体の情報は、平成22年度に機構ホームページで情報提供する予定である。 (2) 研修・講座の実施 平成21年度の研修・講座の参加者による有意義回答率(は中期計画・年度計画の目標を上回ることができた。平成22年度の研修・講座についても、参加者アンケート等により研修ニーズを把握し、平成22年度研修事業計画に反映させることができた。 今後も引き続き、受講者のニーズを把握し、それを踏まえて研修・講座を実施していく予定である。	A	当年度から3年計画で、環境NGO・NPOの活動を調査する事業を開始し、当年度は2,000件以上の団体情報を収集することができた。また、研修参加者からのアンケート調査により、研修ニーズの把握に努め、意見・要望を研修や講座に反映させ、参加者から高い評価を得た。今後とも、NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべきである。	

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施	(2) 研修事業の効果的な実施				
受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。				
3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について		A	広報媒体の新規開拓等、広報活動を強力かつ効果的に推進し、また、募金方法をインターネット銀行等にも広げ、当年度の民間企業からの寄付金額は、基金創設以来の最高額を記録した。 ・ 地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めた結果、前年度を上回る寄付金を得ることができた。今後とも引き続き地球環境基金の拡充に向けて、広報・募金活動の強化を図って行く。 ・ 地球環境基金の運用については、今後とも安全かつ有利な運用を行う。	
地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること	地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。	地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。				
また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	・ PCB廃棄物処理基金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表した。今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。	B	助成業務を適正に実行し、助成金交付状況をホームページで公表した。しかし、ホームページでの公表内容、方法について改善が必要である。	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。					
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。				
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	・ 維持管理積立金の積立及び取戻並びに運用利息の払渡しについて、適正な管理を行うとともに、安全性の確保を最優先とした運用計画に基づく資金運用を行うことができた。 今後も引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。	A	資金運用を含め、積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知を適切に実施した。	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。					
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を検討した適切な運用を図る。	本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。				
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年法律第137号)に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>		A		
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。					
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 重点ポイントとした医療関係者、医療機関等への広報・情報提供では、学会等でセミナーなどを活用し、的確な情報提供を行い、参加者アンケートでは、制度についての理解が深まったとの回答が92%となっている。 情報が届きにくい患者・家族等への広報も、全国紙等により幅広く情報提供を図るとともに、自治体アンケート等により広報対象(地域・郷土紙)を追加し、結果、新聞を見て電話をしたという一定数の相談者がみられ、地域の特性を踏まえたきめ細やかな広報を実施することができた。 住民相談会の開催、石綿ばく露の多い業種への説明など、より個別の広報、相談活動を実施することができた。 今後とも、これら各種の広報、説明会、相談活動などを総合的に展開し、周知・広報の効果を一層高める。 	A	従来からの広報に加え、医療関係者や患者に対する広報活動をきめ細かく実施するなど、総合的な広報活動を展開した。アンケート調査によりニーズの把握に努め、広報の効果測定を実施するなど、業務内容を改善した。また、申請者相談窓口やフリーダイヤルの設置、住民相談会の開催、ホームページでの情報提供の拡充等により、相談業務全般の対応を強化した。	
(1)救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1)年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かく効果的な広報を実施する。	(1)救済制度について、広報実計画を定め、新聞、雑誌などを含めた多様な媒体を活用した広範な広報を実施する。関係省庁、都道府県、市町村、関係団体等と連携を図り、保健所等の行政機関、医師等の関係者、建設業界等の特に関係の深い業界などの対象に応じた効果的な広報を実施する。自治体などと連携を図り、認定患者の多い地域などの地域的特性に応じて、自治体発行の広報誌への掲載等によるきめ細かな広報を実施する。広報の効果を測定する手法を検討し、可能な手法により効果測定を実施して、その結果を広報業務等の改善に役立てる。		A		
(2)制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2)救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	(2)石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を保健所及び地方環境事務所等の窓口へ備え置くとともに、機構ホームページに申請手続、記載例等を掲載する。また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう「委託業務取扱要領」を適宜、見直しを行う。救済制度に関する相談、質問事項等に対応するため、無料の電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し制度及び申請手続の説明を行う。		A		
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	<ul style="list-style-type: none"> 被認定者及びその遺族、医療関係者へのアンケート調査によって広報や申請手続等に関するニーズ等を把握し、その結果を地域密着型地方紙への広報掲載など、広報、認定手続等に反映することができた。 被認定者アンケートなどによると、申請のきっかけは医師等が最も多いこともあり、申請手続等に関する医療関係者への周知を図り、医療機関に対する申請等手引きの送付や学会でのセミナー開催など広報に努めた。 さらに、制度運営に関する情報収集、調査及び情報の提供については、ばく露状況調査、石綿小体計測精度管理、国際シンポジウムなどを実施し、制度の円滑な実施に必要な調査等を実施した。 今後は、関係者のニーズ、業務の必要性にあわせて、これら情報収集、情報公開、調査事業等を実施し、救済制度実施の基盤整備を図っていく。 	A	認定患者等のニーズをアンケート調査により的確に把握し、その結果により広報や申請・認定・給付手続を改善し、また、情報公開を積極的に行った。	
(1)認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1)認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	(1)課題やニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営や広報業務等に反映させるため、認定患者及びその遺族、医療関係者等に対し、申請や認定、給付手続等に関するアンケート調査を行う。		A		
(2)医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2)認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	(2)石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに申請等の手続きが行えるよう医療機関に対し申請手続等の手引きを送付し、適正な申請手続の周知を図る。また、学会等の開催に併せて、専門医を招き診断技術の向上のためのセミナーを実施する。		A		
	(3)環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	(3)環境省や関係機関とも連携し、被認定者の発症の背景や療養上の実態、海外における制度の運用状況などに関する情報収集、調査を行い、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。		A		
(3)制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4)認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。	(4)認定や給付の状況については、随時、記者発表やホームページで公表する。また、制度の運営状況についての年次統計を作成し、記者発表やホームページで公表する。		A		

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	<p>・ 前年度未処理分と今年度申請受付分等をあわせ2,284件(前年度2,711件)について審査、1,759件の認定等(前年度 1,693件)を行い、法改正や周知事業での振りおこしに関わる認定・給付の対応も含め、適切な処理を行うことができた。</p> <p>一方、要望、見直すべき点として指摘されている処理日数の短縮については、申請・請求から認定・給付に至るまでの処理について、新認定・給付システムのデータの活用をするなどして期間短縮を図るとともに、環境省、保健所等と協力し一層の短縮化を進める。</p> <p>・ 保健所担当者説明会に関しては、申請・給付の手続き及び受け付け業務について、より分かりやすい説明や説明会のフォローアップなど理解の向上を更に進めていく。</p>	A	法律改正の周知、広報及び認定・支給に係わる事務処理を迅速かつ的確に行った。また、保健所担当者向けに申請手続についての説明会を円滑に開催した。	
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族甲斐金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	(1) 患者等から提出された認定申請・給付請求について、提出後速やかに書類を点検し、的確な事務処理を行う。保健所等の担当者が、認定申請等に係る受付業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜、業務取扱要領の見直しを行う。また救済制度の概要及び申請等に係る手続きについての説明を行い、円滑な受付などの確保を図る。				
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	(2) 被認定患者及び遺族から提出される医療費、葬祭料、特別遺族甲斐金等の請求に係る書類について、速やかに点検し、的確な事務処理を行う。				
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	<p>・ 認定・給付システムの更新については、セキュリティや業務上の要請から予想以上に追加作業が必要となったが、平成22年度夏本稼働を迎える予定である。</p> <p>・ 個人情報保護、情報セキュリティの高度化については、機微な個人情報を取り扱う石綿健康被害救済部の事情を反映した実施規則等の作成により、確実に実行されるルールを確立することができた。今後は、確立したルールを遵守しこれを維持することとする。</p>	A	個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則、個人情報取扱手順書、情報セキュリティ対策実施手順書を作成するなど、申請者・請求者等の個人情報管理に関する情報セキュリティについては一層の高度化が図られた。しかしながら、情報セキュリティの確保等により認定・給付システムの再構築は遅れが見られており、今後は改善が必要である。	
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	(1) 前年度の法改正を機に策定した認定・給付システムの見直し方針に基づき、セキュリティの確保を重視するとともに効率的なデータ利用を可能とする情報システムを再構築する。認定・給付システムの再構築を機に、セキュリティの確保とデータ処理の効率化の観点から執務マニュアルを充実させた「業務実施マニュアル」の整備を図る。				
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	(2) 個人情報保護管理規程を業務に即して的確に運用するため、部内業務における実施規程等の整備を図る。				
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	<p>・ 船舶所有者からの一般拠出金については、関係機関との連携を図るとともに、未納者への催促を効果的に行うことにより、適正かつ円滑に徴収し収納することができた。</p> <p>・ 法改正に伴う船舶所有者への徴収機関変更通知についても、未納者への催促と同時期に行うことにより所要経費の最小化を図り、円滑に周知することができた。</p>	A	拠出金は、適正かつ円滑に徴収・収納された。法律改正に伴う徴収方法の変更については、周知徹底を図った。	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、関係機関との連携を図り、適切な徴収及び収納を行う。				
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	<p>・ 指定疾病の追加、制度見直しについて、適時情報収集を図り、必要な準備を行うことができた。</p> <p>・ 平成22年度は指定疾病の追加に適切に対応するとともに、引き続き制度見直しの議論について情報収集を図る。</p>	A	指定疾病の追加や制度の見直しについて、情報収集に努めるとともに、検討チーム立ち上げなど、必要な準備を行った。	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集を図る。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		A		
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	(1)業務体制の効率化 人事配置と業務分担の見直しにより、管理職職員数の削減等、効率化を進めた。今後は業務に支障のない範囲で組織の見直しも加え、一層の効率化に努める。 (2)内部統制の強化 体制の強化を継続するとともに、役職員への周知徹底を図るため、理事長から役職員への直接の呼びかけも行う。 ①コンプライアンスの確立 「コンプライアンス・マニュアル」の作成と研修を行った。今後は組織全体に十分に浸透させるため、絶えず見直しと検証を行い、役職員への研修などを行う。 ②情報セキュリティ体制の強化 ・最高情報セキュリティアドバイザーを設置するとともに、情報セキュリティポリシーに基づくシステムのリスク分析を行い、情報セキュリティ委員会により情報の暗号化・証跡管理方針を策定した。今後は同方針に基づき、システム情報セキュリティの計画的な改修を行う。 ・情報セキュリティ対策基準を政府機関統一基準(第4版)に準拠させる。 (3)監事による内部統制の評価 監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる確立に取り組んでいく。	A	管理職を4名削減するなど組織運営の効率化に向けた人員配置と業務分担の一部見直しが行われた組織運営の効率化に適切に対処している。 今後は、全面的な組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。	
(1)組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化の明確化	(1)組織体制及び人員の合理化				
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 具体的な合理化目標の計画については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」において明示する。				
(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化	(2)内部統制(コンプライアンス)の強化				
役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」等の策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。				
また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。	適切な業務運営を確保するため、内部統制状況の確認等を行う機関として第三者を含めた「コンプライアンス推進委員会(仮称)」を設置するとともに、監事による内部統制の評価を行う。				
(3)大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止すること。	(3)大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成25年度に廃止すること。					
(4)石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4)石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。					

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	(1)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。 (2)人件費・給与水準の適正化 管理職について、俸給表の額を国家公務員以上に引き下げ、ラスパイルス指数の継続的な低下を図るとともに、管理職職員数を削減した。今後とも引き続き給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に向けた取組を継続する。	A	一般管理費及び業務経費は、一般競争入札による調達コストの削減効果により縮減され、また、契約に関しては、競争的契約の割合を高め、一定額以上の契約はホームページで公表し、随意契約の審査体制を強化した。 他方、依然国家公務員より給与水準が高いため、組織全体の見直し、人員の最適配置、管理職の削減等により、役職員の給与水準の適正化を図るべきである。	
	機構の業務運営の効率化を図るため、外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。また、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。	(1)業務運営の効率化 事業部ごとに設置されている外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映させる。	(3)契約に係る競争の推進 ① 昨年度よりも競争的契約の割合を高めることができたとともに、一者応札・応募の割合を少なくすることができた。 ② 競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善・見直しを行い、その内容が契約監視委員会において妥当とされた。 ③ 今後も、適切な契約締結の推進に努める。			
		(2)外部委託の推進 サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。	(4)監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック 特段の指摘は受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。			
(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減	(1)経費の効率化・削減				
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。				
①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行う。	①一般管理費 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成21年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。				
②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成21年度予算を作成し、その予算の範囲内で、競争的契約の推進による調達コストの縮減を図るなど、業務の効率化に努める。				
③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年における人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく取組を平成23年度まで継続する。	③人件費 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく取組を実施する。				
また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。	また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。	また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。				
④その他 官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。	④その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。	④その他 官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを平成21年度中に実施する。				

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し	(2)随意契約の見直し				
契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。				
①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	①「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。また、一定額以上の契約について、毎月ホームページで公表する。				
② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	②企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施する。また、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。				
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	③監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。				
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮				
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。				
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	(1) 平成20年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する				
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。 (参考) 平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO2 平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO2				
			・ 電気使用量を削減することで温室効果ガスを着実に削減するとともに、環境報告書で環境配慮の取組を公表した。今後ともOA機器、照明等、電気使用量の削減に向けて更に徹底的に取り組んでいく。	A	電気使用量の削減が計画とおり実施されるなど温室効果ガスの削減が図られるとともに、環境報告書を作成するなど、適切に実施された。	

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
IV. 財務内容の改善に関する事項	IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画				
		(財務の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 前中期目標期間繰越積立金の承認内容に沿った執行及び利息収支差等により、適正な利益を計上することができた。 公健勘定及び承継勘定では、第二期中期目標期間の業務財源に必要な金額を積立金として承認を受けることができ、その承認に沿った執行ができた。 一般競争入札による調達コストの縮減を含めた業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能の整備に向けた検討を行った。 	A	平成21年度の総利益は17億円であり、その主な要因は、公害健康被害補償予防勘定における計画を上回る運用利息等[0.5億円]と承継勘定における利息の収支差等[16億円]によるものである。利益剰余金は、前年度末の108億円に対して、平成21年度は、国庫納付額30億円、繰越積立金取崩額0.3億円、当期積立額17億円を計上し、当期末残高は95億円となった。 なお、損益の要因分析については、改善が必要である。	
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> 正常債権以外の債権の状況及び取組状況を可視化した。これらを活用し延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行った結果、正常債権以外の債権の圧縮を図ることができた。 サービスの新規委託に関しては、第二期中期計画期間中に、平成21年度期首の委託債権残高の2割増(28億円)を数値目標としているが、今年度新たに18億円の新規委託を行った。これにより、数値目標に対する達成率は64%となった。 貸倒引当金の算出方法の見直しを行い、平成21年度決算から適用した。また、貸倒懸念債権の引当率を算出するための貸倒実績率は、毎年算定することとしており、より債権の実態に応じた適切な引当を行うこととした。 経済情勢の変化に伴う新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行うこととする。 	A	平成21年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、382億円と前年度末に比べ54億円減少した。その主な要因は、回収が38億円、貸倒償却が2億円である。サービスの新規委託については、当年度18億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は64%となった。 今後とも、個別債権管理を厳格に行い、回収を強力に推進すべきである。	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことにより、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。 また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービスに委託し、本中期目標期間中におけるサービス委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。 なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。	(1)承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融資資金の返済を確実にやっていく必要がある。 平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目標とする。 なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、 ① 約定弁済先の管理強化 ② 返済恣憑 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理に積極的に取り組む。 さらに、平成21年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。				
	①約定弁済先の管理強化 債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。	特に、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る				
	②返済恣憑 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。	また、②の返済恣憑にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。				
	③法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。					
	④償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻等で担保処分に移行することを決定したものの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	(2) サービス委託の推進と経費の効率化・削減					
	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービス委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高(見込157億円)の2割に相当する債権を新たにサービスに委託することを見込む。 ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。 機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。 なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金(未収財源措置予定額を上限とする)が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。	返済確実性の見込めない債権は、原則、サービス委託とし、平成21年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託することとし、中期計画期間中に平成20年度の委託債権残高の2割に相当する債権を新たにサービス委託することを目指す。 また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。 機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。 上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、37億円交付されることを予定している。				
	V. 短期借入金の限度額	IV 短期借入金の限度額	・ 資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内の借入を行った結果、年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。	A	計画的かつ機動的な資金管理により、限度内での借入を行い、財投借入金等の償還を円滑に実行した。	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	平成21年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。				
3. 保有資産の見直し	VI. 重要な財産の処分等に関する計画	V 重要な財産の処分等に関する計画	・ 平成21年度は、本中期計画期間中の売却に向けた準備を進めることができた。	A	戸塚宿舎の処分についても、売却へ向けた交渉を始めており、適切に手順を踏んでいる。	
戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期計画期間中に売却すること。	戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。	戸塚宿舎の土地については、首都圏中央連絡自動車道の建設予定地となっていることから、事業主である国からの用地交渉を受け売却に向けた準備を進めることとする。				
	VII. 剰余金の使途	VI 剰余金の使途	なし			
	なし	なし				
		(保有資産の見直し)	なし			

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
V. その他の業務運営に関する重要事項	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項		A		
	1. 施設及び設備に関する計画	1. 施設及び設備に関する計画				
	なし	なし				
	2. 職員の人事に関する計画	2. 職員の人事に関する計画				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部の常勤職員数1名を削減した。今後、管理部門と事業管理部門の縮減等に当たっては、内部統制機能の低下が生じないよう、業務の効率化や役割分担について適切に見直すこととする。 ・ 新たにコンプライアンス研修等を加えて研修の幅を広げた。今後とも、職場における士気や職員の能力向上等を図るため、充実に努める。 ・ 人事評価に基づき昇給幅及び賞与の額を決定し、昇任人事にも反映させた。今後とも、個々の職員の能力向上への取組促進と組織全体のレベルアップを図り、引き続き人事評価を適切に実施していく。 		職員1名の削減をはじめ、コンプライアンス、士気高揚、メンタルヘルス等の研修拡充、人事評価制度に基づく昇給・賞与額の決定等を行った。しかしながら、今後は、組織全体の再構築と職員の最適配置を行い、組織運営の一層の効率化を強力に推進する必要がある。	
<p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p> <p>また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。</p>	(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。	(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、総務部の常勤職員数1名の削減を図る。				
	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。				
	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。				
	(4) 人員に関する指標	(4) 人員に関する指標				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 期初の常勤職員数 146人 ・ 平成21年度中に1人削減 			
	②大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。					

中期目標	中期計画	年度計画	H21年度実績 【自己評価】	評価		備考
				評価	左記の評価の理由、根拠等	
	<p>③石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数146人 期末の常勤職員数の見込み140人</p>					
	3. 積立金の処分に関する事項	3. 積立金の処分に関する事項	・ 第二期中期目標期間の業務財源に必要な金額を積立金として承認を受けることができ、その承認に沿った執行ができた。	A	業務財源に必要な金額を積立金として承認を受け、承認に沿って執行した。	
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。				